

## 平成 29 年 第 6 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 5 日 (月) 午前 9 時 00 分～午前 10 時 05 分
2. 開催場所 白石町役場 3 階大会議室
3. 出席委員 (34 人)

|               |              |              |
|---------------|--------------|--------------|
| 1 番 片渕久司 委員   | 2 番 木室徳好 委員  | 3 番 岩永廣康 委員  |
| 4 番 永松英昭 委員   | 5 番 島ノ江 薫 委員 | 7 番 木下善明 委員  |
| 9 番 溝口一博 委員   | 10 番 大曲昭太 委員 | 12 番 山口雪人 委員 |
| 13 番 松尾利助 委員  | 14 番 中村康則 委員 | 15 番 吉岡保則 委員 |
| 16 番 山口八州男 委員 | 17 番 稲富正信 委員 | 18 番 片渕秋正 委員 |
| 19 番 山崎春樹 委員  | 20 番 松尾和義 委員 | 21 番 角 眞人 委員 |
| 22 番 鐘ヶ江善三 委員 | 23 番 竹下一彦 委員 | 24 番 中村勝郎 委員 |
| 25 番 溝口修一郎 委員 | 26 番 石田義明 委員 | 27 番 永石幸人 委員 |
| 28 番 内野さよ子 委員 | 29 番 久原菊恵 委員 | 30 番 緒方昭久 委員 |
| 31 番 井崎陽子 委員  | 32 番 白武一正 委員 | 33 番 土井力雄 委員 |
| 34 番 小柳眞佐美 委員 | 35 番 本山法夫 委員 | 36 番 吉原春樹 委員 |
| 37 番 川崎 薫 委員  |              |              |
4. 欠席委員 (3 人)

|             |             |              |
|-------------|-------------|--------------|
| 6 番 渡辺清一 委員 | 8 番 小野愛子 委員 | 11 番 川崎 悟 委員 |
|-------------|-------------|--------------|
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
(3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
(4) 非農地証明願いについて  
(5) 専決事項の報告及び承認について  
(6) 平成 29 年白石町農用地利用集積計画 (6 号) の承認決定について  
(7) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について  
(8) 下限面積の設定・公表について  
(9) 農業委員会促進事業等活動計画について

|      |                |
|------|----------------|
| 報告事項 | (1) 合意解約の報告    |
|      | (2) 形状変更届出について |

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 業務連絡事項 | (1) 第 7 回農業委員会総会の日時及び場所 |
|        | (2) その他                 |

6. 農業委員会事務局職員

|       |      |        |       |        |     |
|-------|------|--------|-------|--------|-----|
| 事務局長  | 西山里美 | 農地農政係長 | 野中和男  | 農地農政係長 | 吉原浩 |
| 農地農政係 | 川崎正己 | 農地農政係  | 石隈あつみ |        |     |

## 7. 会議の概要

事務局長 ただいまより平成 29 年 6 月第 6 回の農業委員会総会を開催いたします。初めに会長の挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

本日は、6 番の渡辺清一委員、それから 8 番の小野愛子委員、11 番の川崎悟委員から欠席の連絡をいただいております。本日の出席数は、37 名中 34 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。以降の進行につきましては、農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることになっておりますので会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。12 番の山口雪人委員、13 番の松尾利助委員を指名いたします。  
議事に入ります。

---

### = 議案番号第 90 号 =

議長 それでは 1. 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 90 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 1 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案番号第 90 号。

権利の種類、使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字今泉字多田〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字湯崎字小島〇〇番、〇〇番、大字辺田字日ノ目〇〇番、〇〇番。面積は田の 25,456 m<sup>2</sup>、畑 234 m<sup>2</sup>、合計の 25,690 m<sup>2</sup>。

貸付人、白石町大字今泉〇〇番地、多田の親である〇〇さん。借受人、白石町大字今泉〇〇番地、多田の子である〇〇さん。

耕作面積は、田 25,456 m<sup>2</sup>、畑 356 m<sup>2</sup>、計 25,812 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 2、女 2。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定となっております。期間が平成 29 年 7 月 1 日から 50 年間となっております。借受人の〇〇さんは、兼業農家として 23 年農業に従事されており、これまで同様す

べての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。ただいまの議案についてなにか質問、ご意見ございませんでしょうか。

○番 ○番、〇〇です。  
これ、畑の面積が違うのはどういうことですか。

事務局長 畑の面積を234㎡に変更いたしまして、合計を25,690㎡に変更をお願いいたします。申し訳ございません。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第90号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第90号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第91号＝

議長 続きまして、議案番号第91号。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第91号。

権利の種類、所有権移転、贈与です。

申請農地の表示、大字新拓〇〇番、〇〇番。面積は田の4,930㎡です。

譲渡人、白石町大字築切〇〇番地、一の籠の親である〇〇さんです。譲受人は白石町大字築切〇〇番地、一の籠の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田19,749㎡、畑92㎡、合計19,841㎡です。

稼働力は男1、女1です。

申請の事由は、子に対し贈与。相続時精算課税制度を適用されております。子で

ある〇〇さんは、米、麦、大豆を中心に 42 年間農業に従事されております。これまで同様すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 91 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 91 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 92 号 =

議長 続きまして、議案番号第 92 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 92 号、権利の種類、所有権の移転、贈与。

申請農地の表示、大字新拓〇〇番、大字牛屋字木屋搦〇〇番、大字新明〇〇番、〇〇番、〇〇番、面積は田の 22,289 m<sup>2</sup>。

譲渡人、白石町大字新明〇〇番地、新明 2 A の親である〇〇さん。譲受人、白石町大字新明〇〇番地、新明 2 A の子である〇〇さん。

耕作面積は、田 42,795 m<sup>2</sup>、畑 427 m<sup>2</sup>、合計 43,222 m<sup>2</sup>です。

稼働力は男 3、女 3。

申請の事由は、子に対し贈与。相続時精算課税制度を適用されております。譲受人の〇〇さんは、農漁業を営まれておりまして、農業にも 38 年間従事をされております。贈与されます農地も、これまで同様適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 92 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 92 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 93 号＝

議長 続きまして、議案番号第 93 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 93 号、権利の種類、所有権の移転、売買。

申請農地の表示、大字福富下分字一ノ間〇〇番。田の 749 m<sup>2</sup>です。

譲渡人、白石町大字福富下分〇〇番地、六府方区の〇〇さん。譲受人は白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さん。

耕作面積は、田 4,862 m<sup>2</sup>、畑 4,712 m<sup>2</sup>、合計 9,574 m<sup>2</sup>です。

稼働力、男 1。

申請の事由は、譲渡人の要望です。議案位置図が 11 ページになりますけれども、これからもわかりますとおり、有明海沿岸道路の収用にかかり、狭小となった農地を隣接農地の所有者である〇〇さんが購入されるものでございます。〇〇さんは、兼業農家として 36 年間農業に従事をされておりますので、これまで同様すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 これについては、地元委員の補足説明をお願いします

〇番 〇番の〇〇です。本件を担当している〇番の〇〇委員が、本日欠席ということで、地元委員の補足説明について、口述書を預かっておりますので代読させていただきます。

地元農業委員として 5 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請

は、有明海沿岸道路工事に伴う、用地買収により狭小となった農地、隣接農地の所有者である譲受人に売り渡されるものであります。譲受人は、現在会社に勤めながら、米、玉葱を中心に約 88 a の規模で営農をされております。譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。これについて何か質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので採決に入ります。議案番号第 93 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 93 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 94 号、第 95 号 =

議長 続きまして、議案番号第 94 号、第 95 号は関連しておりますので、一括して説明をお願いします。

事務局長 議案番号第 94 号、権利の種類、所有権の移転、売買。

申請農地の表示、大字福富下分字十右エ門〇〇番。面積が、田の 1,941 m<sup>2</sup>。

譲渡人、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さん。譲受人、佐賀市兵庫南〇〇丁目〇〇番〇〇号、佐賀市の〇〇さん。

耕作面積が、田 5,242 m<sup>2</sup>。

稼働力が、男 1。

申請の事由は、譲受人の要望。

議案番号第 95 号、権利の種類、所有権の移転、売買。

申請農地の表示、大字福富下分字十右エ門〇〇番、〇〇番。面積が、田の 3,301 m<sup>2</sup>。

譲渡人、白石町大字福富下分〇〇番地、住ノ江区の〇〇さん。譲受人、佐賀市兵庫南〇〇丁目〇〇番〇〇号、佐賀市の〇〇さん。

耕作面積が、田の 5,242 m<sup>2</sup>。

申請の事由は、譲受人の要望です。

議案位置図は12ページを参照ください。譲受人は今回新規就農をされるもので、玉葱、キャベツなどの作付計画をされております。これまで同様すべての農地の適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議方お願いいたします。

議長           これについては、地元委員の補足説明をお願いします

○番           ○番の○○です。地元農業委員として、5月25日に事務局と現地確認を行いました。このたびの売買は、譲受人の要望によるものであります。譲受人は現在、佐賀市に在住で、町内においては農産物の集出荷業を営んでおられますが、営農については今回、新規就農になられます。今回申請に至られた動機ですが、以前から生産者側の苦労を体現する必要を感じられていたことと、肥料、農薬販売を行ううえで、試験できる圃場が必要であったということでもあります。なお、申請農地については、会社から近く、耕作、管理を行ううえで、立地が良いということ希望されております。品目については、玉葱、キャベツ、サニーレタス等を計画しておられ、労働力については、自社の社員を臨時雇用することで確保されるということでもあります。町外からの入り作ということになっておりますが、地元生産者との関係もしっかり構築されておられ、また今後地域の取り組み、利用調整、水利調整に従って耕作されるということから、今回の所有権移転については、許可相当と判断をいたします。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長           ありがとうございます。これについて何か質疑、ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長           ございませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第94号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長           全員賛成と認め、議案番号第94号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。つづきまして、議案番号第95号に賛成の方の挙手をお願いします。



(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 95 号は申請どおり当委員会において許可することに決定いたします。

---

= 議案番号第 96 号 =

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 96 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 先ほどの議案番号第 94 号と第 95 号ですが、譲受人さんの名前を〇〇さんと言いましたけれども、〇〇さんの間違いです。すみません。

それでは、農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案番号第 96 号について、説明いたします。

申請農地の表示、大字大渡字下十本松〇〇番、田の 950 m<sup>2</sup>。

申請者、白石町大字大渡〇〇番地、下箕具の〇〇さん。

転用目的は農業用倉庫、玉葱収納庫兼作業所及び農業資材置場。

転用の事由、住宅西側の地域において、米、麦、玉葱等の営農規模拡大を図るにあたり、新たな営農拠点として申請地に農業用施設の整備を行いたい。

事業又は施設の概要、農業用倉庫 198.00 m<sup>2</sup>、玉葱作業所 66.00 m<sup>2</sup>、農業資材置場 143.00 m<sup>2</sup>、通路、その田 543.00 m<sup>2</sup>。

位置及び影響等、東が田、西が県道、南が水路、北が宅地。面積の検討は適当。

その他参考事項としまして、農振除外の軽微な変更が、平成 28 年 8 月 17 日、平成 29 年 5 月 11 日に決定公告をしております。

農地区分、農用地区域内農地、農地区分の該当事項、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地。許可基準の該当事項、用途区分の変更です。位置図につきましては、13 ページから 14 ページをご覧ください。周辺農地への影響や土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し、受理しております。ご審議よろしく願います。

議長 これについては、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 24 日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は現在、米、麦、玉葱を中心に約 2.5ha の農地を耕作されています。今回

の申請は、農業用倉庫、玉葱小屋兼作業所、資材置場の整備申請であります。申請人は今後、この施設を拠点として営農拡大を図っていく計画でおられます。周辺農地への影響もなく、区長並びに生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見等ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 96 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、議案番号第 96 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 97 号 =

議長 続きまして、議案番号第 97 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 97 号。

申請農地の表示、大字牛屋字東松〇〇番、田の 1,817 m<sup>2</sup>、大字牛屋字東松〇〇番、畑の 55 m<sup>2</sup>、大字牛屋字東松〇〇番、田の 53 m<sup>2</sup>、合計の 1,925 m<sup>2</sup>です。

申請者、白石町大字戸ケ里〇〇番地、戸ケ里の〇〇さん。

転用目的は運送業駐車場。

転用の事由は、建設資材等の運搬業を営んでいるが、事務所敷地が狭いため、自宅並びに実家敷地にて駐車スペースを補っている状況である。事務所に隣接する申請地に駐車スペースを整備し、駐車場を集約したい。

事業又は施設の概要、駐車場 776.50 m<sup>2</sup>、通路、その他 1,964.36 m<sup>2</sup>。宅地が同時利用となっております。

位置及び影響等、東が田、宅地、西が田、畑、町道、南が宅地、町道、北が宅地、畑、水路。面積の検討は適当。

その他参考事項としまして、農振除外が、〇〇番が一般除外で平成 29 年 3 月 29 日決定公告、〇〇番が見直し決定で平成 10 年 10 月 23 日決定公告、〇〇番につきましては当初より農振除外地となっております。

〇〇番につきましては、農地区分が、第 3 種農地。農地区分の該当事項が、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m以内に 2つ以上の教育施設、医療施設が存するという事で、有島クリニック、及び有明幼稚園が 500m以内に存在しております。許可基準の該当事項としまして、許可し得る。〇〇番、〇〇番につきましては、農地区分が第 2 種農地。農地区分の該当事項、第 3 種農地になることが見込まれる区域として宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であること。許可基準の該当事項として、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る、として申請を受理いたしました。周辺農地への影響や、土地改良施設への影響もなく、その他転用の許可要件もすべて満たしていることから、申請は妥当と判断し、受理をしております。ご審議お願いいたします。

議長 地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として、5月26日に申請及び事務局と現地確認を行いました。申請人は現在建設資材等の運搬業を営んでおられますが、以前より、運搬車両、従業員駐車場の確保に苦慮されておられました。今回の申請は、その駐車場確保解消のために行われるものであります。申請地は、町道と宅地に隣接する耕作不便な不整形な農地であり、また地元区長、生産組合長、隣接の居住者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。審議のほど、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて質疑ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 97 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、議案番号第 97 号は、原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 98 号＝

議長 続きます。3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 98 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。  
議案番号第 98 号。

権利の種類、所有権の移転、贈与。

申請農地の表示、大字福田字郷二本楠〇〇番、田の 565 m<sup>2</sup>、同じく所有権の移転、売買、大字福田字郷二本楠〇〇番、田の 113 m<sup>2</sup>、合計の 678 m<sup>2</sup>です。

譲渡人、白石町大字福田〇〇番地、北川の〇〇さん。同じく譲渡人、白石町大字福田〇〇番地、北川の〇〇さん。

譲受人、白石町大字福田〇〇番地、北川の〇〇さん。転用目的は、駐車場。

転用の事由、現在 300 戸の檀家数に対し駐車場が 22 台しかないため、法要等の際、近隣の土地を借用して補っている状況である。既存駐車場に隣接する申請地を駐車場として整備をしたいということで、議案位置図が 18 から 20 ページです。

ご参照ください。事業又は施設の概要、駐車場 678 m<sup>2</sup>。位置及び影響等、東は里道、西は町道、南は境内地、北は町道。面積の検討は適当。その他参考事項としまして、農振除外が当初からなされております。農地区分、第 3 種農地。農地区分の該当事項、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500 m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設が存する。医療施設につきましては、京子歯科、それから白石共立病院等がございます。許可基準の該当事項、第 3 種農地ですので、許可し得る、と判断をいたしております。周辺農地への影響や、土地改良施設等の影響もなく、その他転用の許可要件もすべて満たしていることから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 これについても、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番〇〇です。

地元農業委員として 5 月 25 日に、申請者及び事務局と現地確認を行いました。今回の転用申請は、申請人が住職を務める寺院における駐車場不足を解消するためのものです。申請地は、町道と宅地に隣接する耕作不便な狭小農地であり、また地元区長並びに生産組合長からの同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 特別ないようですので採決に入ります。議案番号第 98 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 98 号は許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 99 号＝

議長 続きまして、議案番号第 99 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 99 号。権利の種類、使用貸借権の設定。

申請農地の表示、大字横手字二本柳籠〇〇番、田の 732 m<sup>2</sup>。

貸付人、白石町大字横手〇〇番地、大井の〇〇さん。

借受人、同じく大字横手〇〇番地、大井の〇〇さん。転用目的は駐車場。

転用の事由、建設資材等の運搬業を営んでいるが、大型運搬車両等の駐車場が不足しており、自宅敷地や町外の借用地に駐車している状況である。駐車スペース確保のため申請地に駐車場を整備したい。位置図につきましては 21 から 23 ページをご参照ください。事業又は施設の概要、駐車場 732 m<sup>2</sup>。位置及び影響等、東は宅地、畑、西は宅地、南は町道、北は水路。面積の検討は適当。その他参考事項、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告をされています。農地区分、第 1 種農地。農地区分の該当事項、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地。許可基準の該当事項、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、と判断をいたしました。周辺農地への影響や土地改良施設等の影響もなく、その他転用の許可要件もすべて満たしていることから、申請は妥当と判断し、受理をいたしております。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 これについても、地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 5 月 26 日、申請者及び事務局と現地確認を行いました。借受人は現在、建設材の運搬業を営んでおられますが、以前より大型ダンプなどの駐

車場所が事務所近くになかったため、困られておりました。今回の申請は、駐車場所確保のために行われるものであります。申請地は、町道と宅地に隣接する耕作不便な狭小農地であり、また地元区長、生産組合長、隣接の居住者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 地元農業委員の説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 よろしいでしょうか。ないようですので採決に入ります。議案番号第 99 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 99 号は許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 100 号＝

議長 続きまして、4.「非農地証明願いについて」を議題といたします。議案番号第 100 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。

議案番号第 100 号。

願出農地の表示、大字横手字森田搦〇〇番、畑の 44 m<sup>2</sup>。同じく、森田搦〇〇番、畑の 17 m<sup>2</sup>、合計の 61 m<sup>2</sup>。

願出者、武雄市武雄町大字武雄〇〇番地、武雄市の〇〇さん。

農地でなくなった時期及び原因。昭和 62 年の圃場整備事業において、畑として換地され、約 30 年あまり宅地進入路並びに庭の一部として利用してきました。現在は家屋の解体工事の際に更地として造成しており、今後も農地に戻して耕作する予定がないため非農地として証明を願いたい。顛末書が添付されております。圃場整備の有無、区域内。

その他参考事項として、農振除外が〇〇番のほうが平成 26 年 12 月 4 日に見直し決定公告。〇〇番が一般除外として平成 29 年 3 月 29 日に決定公告をしており

ます。非農地化した原因、時期、経過、管理状況等調査を行い、今後再び農地として利用されることはないと判断し、受理をいたしております。位置図につきましては、24 から 26 ページをご参照ください。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 これについても、農業委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として 5 月 26 日、○○さん、及び事務局と現地確認を行いました。申請地は圃場整備事業にて、昭和 62 年に畑として換地されたあと、約 30 年あまり宅地進入路及び庭の一部として利用されていたことは間違いないと思われまふ。今回の申請については、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であるという意見を得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響はないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 100 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 100 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

---

＝議案番号第 101 号＝

議長 続きまして 5.「専決事項の報告及び承認について」を議題とします。議案番号第 101 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 専決事項の報告及び承認について。白石町農業委員会業務規則第 2 条の規定によりあっせん委員を指名したので報告し承認を求めらる。  
議案番号が第 101 号。

申出農地の表示、大字牛屋字八田搦〇〇番、田の 2,040 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番、田の 2,479 m<sup>2</sup>、合計の 4,519 m<sup>2</sup>。農振農用地区域内です。

あっせん申出者、白石町大字牛屋〇〇番地、新盛の〇〇さん、あっせん委員が、〇番〇〇委員、〇番〇〇委員です。

専決事項で行う、あっせん委員の指名については、白石町農業委員会業務規則第 2 条 6 号により規定されており、規定に基づき指名の報告をいたしまして、承認を求めるものでございます。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これについて何かございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 101 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 101 号は当委員会で承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 102 号＝

議長 続きまして議案番号第 102 号、6.「平成 29 年白石町農用地利用集積計画 (6 号) の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 102 号の農用地利用集積計画 (6 号) について、ご説明いたします。はじめに、所有権移転関係でございます。今回は 4 件となっております。整理番号 1 番、買い手、廿治新村南、〇〇さん。売り手、秀新村、〇〇さん。土地の表示は大字福田字秀楠〇〇番、田の 1 筆で 3,075 m<sup>2</sup>。利用目的は米、玉葱、レタス。所有権の移転時期は平成 29 年 6 月 6 日。支払期限は、平成 29 年 6 月 30 日。10a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は JA 口座への振込み。〇〇さんの取得後の経営面積は 32,167 m<sup>2</sup>です。

整理番号 2 番。買い手、道目の〇〇さん、売り手、江北町の〇〇さん。土地の表示は大字遠江字一本柳〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 5,383 m<sup>2</sup>。利用目的は米、麦。所有権の移転時期は平成 29 年 6 月 6 日、支払期限は平成 29 年 8 月 31 日。10a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は JA 口座への振込み。〇〇さ



んの取得後の経営面積は 67,226 m<sup>2</sup>。認定農業者です。

整理番号 3 番。買い手、北揚の〇〇さん、売り手、佐賀市の〇〇さん。土地の表示は大字新拓〇〇番、田の 1 筆で 1,218 m<sup>2</sup>。利用目的は米。所有権の移転時期は平成 29 年 6 月 6 日、支払期限は平成 29 年 6 月 30 日。10a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は佐賀銀行口座への振込み。〇〇さんの取得後の経営面積は 26,367 m<sup>2</sup>です。

整理番号 4 番。買い手、日登の〇〇さん、売り手、新盛の〇〇さん。土地の表示は、大字牛屋字八田搦〇〇番、〇〇番、田の 2 筆で 4,519 m<sup>2</sup>。利用目的は米、麦。所有権の移転時期は平成 29 年 6 月 6 日、支払期限は平成 29 年 8 月 31 日。10a 当たりの対価は〇〇円、総額で〇〇円です。支払方法は JA 口座への振込み。〇〇さんの取得後の経営面積は 79,129 m<sup>2</sup>、認定農業者です。

次に利用権設定関係でございます。

2 ページから 10 ページにかけて 135 件の計画が提出され、賃借権設定が 131 件、使用賃借権設定が 4 件となっています。そのうち新規は 39 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 19 件で、再設定が 96 件でした。また、農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定されるものは 24 件です。今回の利用権の総面積は 575,182.72 m<sup>2</sup>です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものは 9 件、個人によるものが 126 件となっています。なお、今回の計画の中で未相続農地は 18 件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして 135 件とも承認が適当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これについては議事参与の制限がございまして、〇番の〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員はそれぞれの整理番号で発言を控えていただきます。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ありませんか。ないようですので採決に入ります。議案番号第 102 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 102 号については、当委員会において承認することに決定いたします。

＝ 議案番号第 103 号～第 107 号 ＝

議長 続きまして 7.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望で第 103 号から第 107 号まで、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について。農地の売渡し希望です。

議案番号第 103 号。申出農地の表示、大字遠江字八平〇〇番、畑の 7,543 ㎡。農振農用地区域内です。あっせん申出者、白石町大字福田〇〇番地、郷司給移西の〇〇さん。

議案番号第 104 号。申出農地の表示、大字福富下分字第二田渕〇〇番、田の 1,738 ㎡。同じく〇〇番、田の 1,801 ㎡。同じく〇〇番、田の 931 ㎡。同じく〇〇番、田の 1,070 ㎡。合計の 5,540 ㎡です。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さん。

議案番号第 105 号。申出農地、大字八平字新開〇〇番、畑の 1,464 ㎡。農振農用地区域内。あっせん申出者、小城市芦刈町永田〇〇番地、小城市の〇〇さん。

議案番号第 106 号。申出農地、大字遠江字一本柳〇〇番、田の 2,397 ㎡。同じく〇〇番、田の 3,401 ㎡。大字遠江字五本松〇〇番、田の 2,139 ㎡、合計の 7,937 ㎡。すべて農振農用地区域内です。あっせん申出者、佐賀市下田町〇〇番〇〇号、佐賀市の〇〇さんです。

議案番号第 107 号。申出農地、大字福富下分字大福〇〇番、田の 1,677 ㎡。農振農用地区域内。あっせん申出者、佐賀市紺屋町〇〇番〇〇号、佐賀市の〇〇さん。

以上、議案第 103 号から第 107 号まで 5 案件について、白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中から 2 名指名すると定められておりますので、ご審議お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、あっせん委員の指名をお願いします。議案番号第 103 号。

〇番 〇番と〇番委員をお願いします。

議長 議案番号第 104 号。

〇番 〇〇委員が来ておられませんので。〇番と〇番委員をお願いします。

議長 議案番号第 105 号。

○番 これも一緒ですね。○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 106 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 107 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認します。議案番号第 103 号は、○番の○○委員と○番の○○委員。第 104 号が○番の○○委員と○番の○○委員。これは 4 筆ともですね。第 105 号は○番の○○委員と○番の○○委員。第 106 号は○番の○○委員と○番の○○委員。これは 3 筆ともですね。第 107 号は○番の○○委員と○番の○○委員。  
よろしく願いいたします。

事務局長 次に、担当職員を言います。第 103 号が○○、第 104 号と第 105 号が○○、第 106 号が○○、第 107 号が○○です。以上、担当のほうに以降の連絡についてはよろしく願いいたします。

議長 続いて、農地の借受希望について。議案番号第 108 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地の借受希望です。

議案番号第 108 号。希望農地の条件、六角地区内、1 区画が 30a 以上の田を 130a。作付作目は玉葱の予定です。買受、借受どちらも希望されております。あっせん申出者、白石町大字今泉○○番地、伊ヶ代の○○さんです。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、よろしく願いいたします。

議長 2 人のあっせん委員をお願いいたします。

○番 ○番と○番。

議長 確認いたします。議案番号第 108 号は、○番の○○委員、○番の○○委員。そ

れではよろしく願いいたします。

---

＝議案番号第 109 号＝

議長 続きます、議案番号第 109 号、8.「下限面積の設定・公表について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 下限面積の設定・公表についてです。

下限面積の設定につきましては、昨年 8 月総会において下限面積（別段面積）の設定をしていただきました。方針としましては、議案のちょうど真ん中あたりですが、現行の下限面積を次のとおりとする。区域は、町内全域。設定面積を 10a。対象者としましては、青年等就農計画の認定を受けている白石町認定新規就農者、この方のみを 10a ということで、その他の農業者に対しては、現行の下限面積 50a は変更は行わないというふうに、提案をしていきたいと思っております。理由としましては、今日お配りしている資料のほうに書いておりますが、白石町においては経営面積 50a 以上の農家が 80 パーセント以上いらっしゃいます。そういうことで、農地法施行規則 17 条 1 項第 3 号に規定されております、別段面積の基準の 40 パーセントを大きく上回っておりますので、農業者に対しては 50a、そして新規就農者については、資料の一番下にありますように、26 年度から 28 年度にかけて新規就農者が 27 名、23 名、27 名と多くいらっしゃいます、この 10a に該当する認定新規就農者が、6 名、16 名、13 名といらっしゃいます。このような状況を踏まえて、下限面積を提案したいと思っております。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 109 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 109 号については、当委員会において承認することに決定いたします。

---

＝議案番号第 110 号＝

議長 続きます、議案番号第 110 号、9.「農業委員会促進事務等活動計画について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 110 号の農業委員会促進事務等活動計画についてですけれども、これは 4 月に 1 回ご説明をいたしまして、その分をホームページのほうに載せました。その後、意見等がございませんでしたので、4 月分と同じものをまた、ホームページに載せたいと思います。詳しくは、こちらのほうの資料をご覧ください。以上で説明を終わります。

議長 何か質疑等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 これもないようですので、採決に入ります。議案番号第 110 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、議案番号第 110 号については、当委員会において承認することに決定いたします。

---

議長 これで、全議案が終了いたしましたので、報告事項に入ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- ① 合意解約の報告
- ② 形状変更届出について

議長 報告事項が終わりました。続きます、業務連絡に入ります。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第 7 回農業委員会総会の日時及び場所
- ② その他
  - ・農地パトロールにおける情報提供について

・お別れ旅行について

参考 全国農業新聞について（佐賀県農業会議 徳永氏）

議長 それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 05 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員